

福岡県都市公園条例に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準の一部改正案

(平成22年4月1日制定)

(令和 年 月 日改正)

1 「公園施設の利用の承認」(第2条第2項第6号関係)については、次のとおりとする。

(1) 「公益を害し、又は害するおそれがある」とは、次のような場合をいう。

ア その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められる場合

イ 犯罪行為又は犯罪をたたえ、あおり、そそのかす等、反社会的な行為を助長するおそれがある場合

ウ その他公共の福祉を害し、又は害するおそれがある場合

2 「公園内行為の許可」(第4条第1項第9号～第11号)、「公園内行為の許可の変更」(第4条第3項〔第4条第1項第9号～第11号に関するもの〕)については、次のとおりとする。

(1) 共通事項

次の基準のいずれかに該当するときは、許可できない。

①公園管理上(施設、設備又は物品を損傷するおそれがある等)及び公園周辺に特に支障を与えるおそれがあるとき。

②暴力団の利益となると認められるとき。

③衛生上支障があるとき。

(2) 行商、募金その他これらに類する行為をすること(条例第4条第1項第9号)

①行商(物販)

次の基準のすべてを満たすもの

・出店者単体による物販ではなく、国又は地方公共団体が主催・共催・後援する、公共の目的で実施される催し等の一環として位置づけられること。

・物販の目的は、当該催しの効果を高めるという副次的な効果を期待するものであり、物販そのものが目的でないこと。

②募金、署名

次の基準のすべてを満たすもの

・公共の福祉の増進に資するもの

・国又は地方公共団体が主催・共催・後援する催しに付随するもの

(3) 業としての写真又は映画を撮影すること(条例第4条第1項第10号)

- ・写真又は映画（映画館で上映される動画作品に限らず、動画全般をいう。）の撮影の許可は、都市公園の公衆の利用や管理運営の著しい支障にならない範囲で行う。
- ・暴力団、風俗営業又は性風俗関連特殊営業の宣伝を目的とした撮影及び青少年の健全育成を阻害する恐れがあるもの（性的なもの、暴力的なもの）の撮影は許可しない。

※有料施設における撮影の取扱い

- ・条例第2条の利用の承認（以下「利用承認」という。）を得、条例第17条の6第6項の利用料金（以下「利用料金」という。）を支払った者又はその者から受託した者が撮影する場合、当該有料施設内で撮影行為が完結するのであれば、行為許可を要しない。
- ・ただし、利用料金を支払った者が独占的に利用できない施設の場合、利用承認、利用料金（入園料、入館料）のほか、行為許可を要する。

(4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために使用すること（条例第4条第1項第11号）

①競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し

次の基準のすべてを満たすもの

- ・催しの内容が、次に掲げる都市公園の本来の利用目的のいずれかに合致していること。
 - ア 公共の目的で実施される催し
 - イ 体力・健康づくり、娯楽としての催し
 - ウ 文化力向上のために行う催し
- ・公衆の利用に著しい支障を及ぼさないこと。
- ・料金を徴収する場合は、料金が適正なものであること。
- ・大規模な催しは、開催当日の事故防止措置（交通機関の確保、周辺道路の整理、利用者の誘導、連絡体制、救護体制）及び環境衛生対策（仮設トイレの設置、ゴミ処理、音量等の調整、周辺住民の理解）等がとられていること。

②集会

次の基準のすべてを満たすもの

- ・公園内の一定の場所に集合し、30分以内に解散すること。
- ・他の公園利用者の適正な利用を妨げない場所において行うこと。

※10名未満で行う場合は、許可を要しない。